入れた地方債の元利償還金があること。

五十三　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十四　特定間伐等促進対策事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十五　簡易水道の建設改良に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の割合

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A－B×α）＋C＋D（A－B×αが負数となるときは、零とする。）

算式の符号

A　簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるため平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.55を乗じて得た額の範囲内に限る。）

B　簡易水道等給水人口（普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第９号に規定する簡易水道等給水人口をいう。）に6,780円を乗じて得た額

α　簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金に対する簡易水道事業の建設改良に要する経費に充てるため平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の割合

入れた地方債の元利償還金があること。

五十四　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十五　特定間伐等促進対策事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A－B×α）＋C＋D（A－B×αが負数となるときは、零とする。）

算式の符号

A　簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるため平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.55を乗じて得た額の範囲内に限る。）

五十六　簡易水道の建設改良に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の割合

B　簡易水道等給水人口（普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第９号に規定する簡易水道等給水人口をいう。）に7,260円を乗じて得た額

α　簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金に対する簡易水道事業の建設改良に要する経費に充てるため平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の割合